

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を統括する組織

本市では、商工労働観光部商工労政課において、関係部局間の連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の作成、関連事業の進捗状況等の管理を行っている。

(2) 大分市における内部の推進体制

本市では、当初計画の策定に際し、「大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会」を設置した。その後、第2期となる前々計画の策定においても引き続き当委員会で検討を行い、前計画の策定についても、前々計画の検証や施策などの取りまとめ、県事業や民間事業との連携などについて、計画策定に必要な検討を行った。本計画に関しても、策定後もこの組織により計画の進捗管理を行うとともにフォローアップ体制を整備していく。

また、委員会の下部組織として幹事会、作業部会を設置しており、具体的な事業の推進について調整を行う。

■ 中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会名簿

委員長 副市長	
委員会：14名	幹事会：39名
総務部長	防災危機管理課長
企画部長	企画課長、情報政策課長、文化振興課長、国際課長、スポーツ振興課長
財務部長	財政課長、管財課長
市民部長	市民協働推進課長
福祉保健部長	福祉保健課長、長寿福祉課長、障害福祉課長、保健総務課長
子どもすこやか部長	子ども企画課長、子育て支援課長
環境部長	環境対策課長
商工労働観光部長	商工労政課長、創業経営支援課長、観光課長、おおいた魅力発信局長
農林水産部長	農政課長、生産振興課長、林業水産課長
土木建築部長	土木管理課長、道路建設課長、住宅課長
都市計画部長	都市計画課長、まちなみ企画課長、都市交通対策課長、開発建築指導課長、まちなみ整備課長、公園緑地課長
教育委員会事務局教育部長	学校施設課長、文化財課長、美術振興課長
消防局長	警防課長
上下水道局上下水道部長	経営企画課長、下水道整備課長、下水道施設管理課長

(3) 大分市における取組状況

○令和4年2月16日 令和3年度第2回委員会・第2回幹事会 合同会議（書面審議）

基本計画に関するこれまでの取組、本計画の策定についての協議

○令和4年4月26日 令和4年度第1回委員会・第1回幹事会 合同会議

前計画の進捗状況、本計画の概要案、スケジュールについての協議

○令和4年8月17日 令和4年度第2回委員会・第2回幹事会 合同会議

本計画の概要案、スケジュールについての協議

○令和4年9月27日 令和4年度第3回委員会・第3回幹事会 合同会議

本計画素案の内容に関する協議、スケジュールについての協議

○令和4年11月18日 令和4年度第4回委員会・第4回幹事会 合同会議

前計画の変更申請についての協議、パブリックコメントの結果、本計画（案）の内容についての協議

○令和5年4月27日 令和5年度第1回委員会・第1回幹事会 合同会議

本計画の認定報告、前計画の最終フォローアップについての協議

○令和5年12月14日 令和5年度第2回委員会・第2回幹事会 合同会議（書面審議）

本計画の変更申請についての協議

○令和6年4月25日 令和6年度第1回委員会・第1回幹事会 合同会議

本計画の定期フォローアップについての協議、本計画の変更申請についての協議

○令和7年4月24日 令和7年度第1回委員会・第1回幹事会 合同会議

本計画の定期フォローアップについての協議、本計画の変更申請についての協議

(4) 大分市議会における審議の内容

令和4年に開催された定例会における中心市街地活性化に関する主な審議の内容は下表のとおりとなっている。

また、経済環境常任委員会及び地域活性化対策特別委員会において、前計画の進捗状況並びに本計画案についての報告等を行った。

第2回定例会

(令和4年6月17日)

(質問要旨)

- ・ 中心市街地にベンチを増やすことで、中心市街地の滞留性や回遊性が向上するのではないかと考えるが、本市の見解を聞きたい。また、中心市街地にベンチを増やし、中心市街地の滞留性や回遊性が向上すると、本市の経済にも多大な効果が得られると考えるが、本市の見解を聞きたい。

(都市計画部長答弁要旨)

- ・ ベンチは、憩いの機能や交流の機会が増える効果などがあるものと認識しているところであり、公共施設や商業施設などをつなぐ歩道などの空間に設置することで、中心市街地の活性化に資する滞留性や回遊性の向上につながるものと考えている。
- ・ 地域住民や地元商店街組織、来街者の意向などを踏まえ、個人、企業、団体との連携や協力を視野に入れる中で、ベンチのあるまちづくりに向けた検討を進めたい。

(商工労働観光部長答弁要旨)

- ・ 本市では、第3期大分市中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受け、中心市街地の活性化に向け、ソフト・ハードの両面から各種事業に取り組んでいる。
- ・ 計画では目標の一つに、魅力的な都市空間の創出による回遊性の向上を掲げているところであり、まちなかへのベンチの設置については、来街者の利便性が確保され、滞留性や回遊性の向上につながることから、経済への波及効果が期待できるものと考えている。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 大分市中心市街地活性化協議会の概要

本市では、「大分商工会議所」と「株式会社大分まちなか倶楽部」が共同設置者となり、平成20年4月に「大分市中心市街地活性化協議会」が設置された。

本計画においても、当初計画から前計画までと同様に活動を行っていく。

(2) 協議会の構成員及び開催状況

大分市中心市街地の都市機能の増進や経済活力の向上、賑わいの創出などについて総合的に推進するため、本協議会は、大分商工会議所や商店街、大型店等の商業関係者、バス事業者などの交通事業者、銀行などの金融機関、福祉や教育などまちづくりに関する団体や地域住民等、多様な主体からの代表者を構成員として位置づけている。

■大分市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

	所 属 先	
1	大分商工会議所	経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号のイ）
2	㈱大分まちなか倶楽部	都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第1号のロ） ※本市の出資比率は19.05%（令和4年現在）
3	大分大学	学識経験者（法第15条第8項関係）
4	大分工業高等専門学校	〃（法第15条第8項関係）
5	日本文理大学	〃（法第15条第8項関係）
6	大分県立芸術文化短期大学	〃（法第15条第8項関係）
7	大分市商店街連合会	商店街（法第15条第4項第2号関係）
8	大分市竹町通商店街振興組合	〃（法第15条第4項第2号関係）
9	大分市中央町商店街振興組合	〃（法第15条第4項第2号関係）
10	大分市内府内五番街商店街振興組合	〃（法第15条第4項第2号関係）
11	サンサン通り商店街振興組合	〃（法第15条第4項第2号関係）
12	大分市ボルトソール商店街振興組合	〃（法第15条第4項第2号関係）
13	㈱トキハ	地域内大型店（法第15条第4項第2号関係）
14	㈱J R 大分シティ	〃（法第15条第4項第2号関係）
15	㈱エフ・ティール・シーホテル開発	宿泊事業者（法第15条第4項第2号関係）
16	㈱大分センチュリーホテル	〃（法第15条第4項第2号関係）
17	（一社）大分県宅地建物取引業協会大分支部	不動産業者（法第15条第8項関係）
18	大分市大分中央地区自治委員連絡協議会	自治委員（法第15条第8項関係）
19	大分都心まちづくり委員会	地域活動団体（法第15条第8項関係）
20	㈱大分銀行	金融機関（法第15条第8項関係）
21	㈱豊和銀行	〃（法第15条第8項関係）
22	大分信用金庫	〃（法第15条第8項関係）
23	大分県信用組合	〃（法第15条第8項関係）
24	九州旅客鉄道㈱大分支社	交通事業者（法第15条第4項関係）
25	大分バス㈱	〃（法第15条第4項関係）
26	大分交通㈱	〃（法第15条第4項関係）
27	（一社）大分県タクシー協会	〃（法第15条第4項関係）
28	九州電力㈱ 大分支社	居住促進・環境向上（法第15条第8項関係）
29	大分県建設業協会大分支部	〃（法第15条第8項関係）
30	㈱大分合同新聞社	報道・放送関係（法第15条第8項関係）
31	NHK 大分放送局	〃（法第15条第8項関係）
32	㈱大分放送	〃（法第15条第8項関係）
33	㈱テレビ大分	〃（法第15条第8項関係）
34	大分朝日放送㈱	〃（法第15条第8項関係）
35	大分県中心市街地活性化支援会議	オブザーバー・アドバイザー（法第15条第7項関係）
36	（一社）大分市観光協会	観光協会（法第15条第8項関係）
37	大分市都市計画部	オブザーバー・アドバイザー（法第15条第6項関係）
38	大分市商工労働観光部	〃（法第15条第6項関係）
39	大分県大分中央警察署	〃（法第15条第8項関係）
40	経済産業省九州経済産業局	〃（法第15条第7項関係）
41	国土交通省九州地方整備局	〃（法第15条第7項関係）
42	（独）中小企業基盤整備機構	〃（法第15条第7項関係）
43	㈱日本政策投資銀行大分事務所	〃（法第15条第8項関係）
44	㈱大分まちなか倶楽部	〃（法第15条第8項関係）
45	大分商工会議所	〃（法第15条第8項関係）

＜協議会の開催状況＞

○令和4年5月13日 令和4年度第1回 大分市中心市街地活性化協議会

前計画の進捗状況、本計画の概要案、スケジュールについての協議

○令和4年8月29日 令和4年度第2回 大分市中心市街地活性化協議会

本計画の概要案、スケジュールについての協議

○令和4年10月11日 令和4年度第3回 大分市中心市街地活性化協議会

本計画素案の内容に関する協議、スケジュールについての協議

○令和4年11月28日 令和4年度第4回 大分市中心市街地活性化協議会

前計画の変更申請についての協議、パブリックコメントの結果、本計画（案）についての協議

○令和5年5月11日 令和5年度第1回 大分市中心市街地活性化協議会

本計画の認定報告、前計画の最終フォローアップについての協議

○令和5年12月28日 令和5年度第2回 大分市中心市街地活性化協議会 （書面審議）

本計画の変更申請についての協議

○令和6年5月10日 令和6年度第1回 大分市中心市街地活性化協議会

本計画の定期フォローアップについての協議、本計画の変更申請についての協議

○令和7年5月13日 令和7年度第1回 大分市中心市街地活性化協議会

本計画の定期フォローアップについての協議、本計画の変更申請についての協議

（3）法第15条各項の規定に適合していること

平成19年5月、都市機能の増進を図るため、大分商工会議所との法定協議会の共同設立者となるべく、官民一体となった「株式会社大分まちなか倶楽部」を設立した。

＜株式会社大分まちなか倶楽部の概要＞

【設立】平成19年5月14日

【資本金】10,500,000円（発行株式数 525株×一口20,000円）

【出資者】

区分	所有株式数	所有割合	備考
大分市	100	19.05%	発起人
大分商工会議所	100	19.05%	発起人
㈲大分合同新聞社	75	14.29%	

(株)トキハ	50	9.53%	
デジタルバンク(株)	25	4.76%	
(株)大分銀行	25	4.76%	
(株)豊和銀行	25	4.76%	
大分信用金庫	25	4.76%	
大分県信用組合	25	4.76%	
大分市中心部商店街振興組合	25	4.76%	
大分都心まちづくり委員会	25	4.76%	
(株)J R 大分シティ	25	4.76%	
計	525	100%	

【業務内容】

- ・都市基盤整備、都市再開発、観光開発等都市機能の向上を図る事業及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案、情報提供並びに実施及びコンサルタント業務
- ・上記事業に係る共同施設、駐車場、店舗等の取得、建設、管理運営業務
- ・上記事業に係る不動産の取得、譲渡、賃貸借、斡旋、仲介及び管理、維持、補修、警備、清掃業務
- ・上記事業に係る商業振興各種イベントの企画、実施、販売、情報提供
- ・商店街、商店の販売促進のための共同事業の企画運営、指導、情報提供、コンサルタント業務及び事業実施の受託
- ・地方公共団体、法人、その他事業者等の依頼により対価を得て行う調査、研究、コンサルタント業務及び事業実施の受託 他

(4) 大分市中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

令和4年12月12日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

大分市中心市街地活性化協議会
会 長 吉 村 恭 彰

第4期大分市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平素から、本市中心市街地活性化の推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年3月に内閣総理大臣の認定を受けた第3期大分市中心市街地活性化基本計画は、本年度が最終年となりました。

第3期計画の期間中は、「第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」が県下各地で開催され、多くの方が大分県を訪れました。本市においてもまちなかのアートを巡る「回遊劇場」や「大分市中央通り歩行者天国」等のソフト事業の実施により、大きな賑わいが創出されました。

さらに、令和元年度では、本市の玄関口に中心市街地の回遊性や滞留性を高める空間づくりに寄与する「祝祭の広場」が完成し、同年10月から、約1か月半にわたって、約17万3千人が観戦した「ラグビーワールドカップ2019®日本大会大分開催」の公式ファンゾーンとして利用され、本市の中心市街地の魅力が世界中に発信されるなど第3期計画は順調に執行されていました。

しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費者の行動制限やイベントの中止、施設利用休止等の影響で、中心市街地から賑わいが消えたことから、基本計画の4つの目標指標は、全てにおいて目標値を下回る結果が続いています。最近はこのままの知見を生かした感染症対策を十分に講じた上で、可能な限り従来の形式でのイベント・行事等を実施することで交流機会の拡大や、回遊性の向上を図っており、賑わいが回復する兆しをみせていることから、ウィズコロナを見据えたまちづくりを目指していく必要があります。

一方、空き店舗対策では、事業者への家賃支援や上下水道料金の免除、利子補給といった事業継続支援に加え、販路開拓や業務効率化の取組に対しても手厚い支援を実施したことにより、閉店が抑制されるとともに、出店後のフォローアップを必須とする出店補助などの補助金活用の効果で、空き店舗率が改善しています。今後は、老舗店舗の事業承継問題と合わせて空き店舗対策を講じていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、当協議会といたしましては、第3期計画の実施により得られた効果を持続・発展させるため、第4期計画の策定が必要であると判断いたしました。

貴市におかれましては、第3期計画を検証する中で中心市街地の現状を多様な角度から分析したうえで課題を把握するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、新たに第4期計画（案）を策定されたことは、高く評価できるものであります。

内容についても、去る１１月２８日開催の当協議会で審議した結果、本計画案に位置付ける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、本市中心市街地のにぎわいが維持・拡大され、地域の底上げが期待できることから、妥当であるとの結論に至りました。

当協議会といたしましては、本計画案が確実かつスムーズに実行できるよう民間事業の推進やソフト事業を支援し、基本計画の実効性に寄与するよう全力で取り組んでまいります。

なお、当協議会において検討した次の３項目については、積極的なご配慮を望むものであります。

１．ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた支援の強化

回復の兆しを見せつつある商工業に対して、既存の取組を強化し、柔軟な対応を図るなど中心市街地ににぎわいが継続するための対策を検討すること

２．大分まちなか倶楽部に対する財政・人的支援について

中心市街地活性化の中心的実施主体である大分まちなか倶楽部に対する財政支援や人的支援について検討すること。

３．広報及び広聴について

中心市街地の活性化には、多くの市民の理解と協力が必要なことから、中心市街地の果たす役割や重要性について十分な理解が得られるよう、広報や広聴等の方策について検討すること。

(5) 協議会の規約

＜大分市中心市街地活性化協議会規約＞

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大分市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を大分県大分市長浜町3丁目15-19、大分商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 大分市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 大分市の中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 大分市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 大分市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地に関すること。

第2章 構成

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 大分商工会議所
- (2) 株式会社大分まちなか倶楽部
- (3) 法第15条第4項、7項、8項に該当するもの
- (4) 前号各号に掲げるものの他、協議会において特に必要があると認めるもの

(入会)

第5条 前条各号に該当するもので協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会長の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- 2 会長は大分商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 副会長は会長が会員の中から選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補充で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4章 会議

第10条 協議会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員の選出その他必要な事項を審議する。

- 2 協議会は、会員をもって構成する。
- 3 協議会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキング委員会)

第11条 協議会の目的を実行するため、ワーキング委員会を設置することができる

- 2 ワーキング委員会は、協議会の定める活動方針に沿って活動する。
- 3 ワーキング委員会は、活動状況を協議会に報告する。
- 4 ワーキング委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 協議会の収入は、補助金、負担金、寄付金、事業収入及びその他による。

- 2 協議会の支出は、事業費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第6章 解散

第14条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、大分商工会議所がこれを決算する。

附則

- 1 この規約は、平成20年4月23日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は平成21年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現況分析」において、地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析を記載している。

②地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズの客観的な把握・分析については、令和4年8～9月に実施した大分市中心市街地活性化に関する市民アンケート調査において分析を行い、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 市民意向の把握」に記載している。

③前計画に基づく取組の把握・分析

前計画に基づく取組の把握・分析については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[5] これまでの中心市街地活性化の取組の検証」において、前計画の取組状況に基づく把握・分析を記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

本計画の実施においては、多様な主体が連携を図りながら、主体的かつ積極的に中心市街地活性化の取組を展開していく必要がある。

①各種団体との連携・調整

基本計画に基づく各種事業の円滑な推進のためには、市民、事業者、行政などの様々な主体が連携を図る必要がある。

本計画の事業実施においても、関連する関係者等と連携を図りながら、活動の継続や発展に取り組む必要がある。

<商工会議所との連携>

中心市街地活性化協議会を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、円滑に本計画に基づく事業の実施を行うため、協議会事務局を担う大分商工会議所と連携を図ってきた。本計画においても、大分商工会議所とさらなる連携を図りながら、計画に基づく事業を推進していく。

<株式会社大分まちなか倶楽部との連携>

株式会社大分まちなか倶楽部は、第1期となる当初計画の策定に合わせて設立した株式会社であり、まちなかでの開業サポート、イベント開催など、中心市街地の活性化に向けて、地域住民や事業者等を巻き込み、中心的な主体として取組を推進してきた。

本計画においても、株式会社大分まちなか倶楽部を中心として、多様な活動団体と連携を図りながら、計画に基づく事業を推進していく。

②パブリックコメントの実施

令和4年10月14日から令和4年11月14日までの期間において、本市ホームページ及び市役所担当課窓口等での閲覧により、本計画(案)に対するパブリックコメントを実施した。